

米国・カナダ編

【7】 米国：連邦省エネ・プログラム（製品省エネ）——目覚ましい前進、しかし... **全 12 ページ。サンプルのためリンクは切っている。**

法律/政策の名称：	連邦総エネ・プログラム 関連連邦法： (1) エネルギー政策・省エネ法（EPCA） サンプルのため中略 (5) 2007 年エネルギー独立・安全保障法（EISA）
現地語名称：	Federal Energy Conservation Program リンクは 3 ページ参照。
制定/主な改正：	(1) 1975 年制定、(5) 2007 年制定
カバー期間	2024 年 5 月 22 日～2024 年 11 月 24 日

バックグラウンド情報

■関連連邦法の制定と改正の流れ

1975 年に『1975 年エネルギー政策・省エネ法（EPCA）』の Title III Part B に消費者用製品の連邦の省エネ・プログラム（Energy Conservation Program）が規定され、その後次のページに示すように、各法案により対象製品の拡大、関連規定の充実がなされた。

連邦省エネ・プログラムの対象製品は、本プログラムの評価手順（TP）により評価し、連邦省エネ・プログラムの省エネ基準（ECS）を満たさなければ、米国内での製造、米国への輸入は禁止される。

このテーマの基礎知識
を簡潔に説明

連邦省エネ・プログラムの根拠法とその経緯

(1) 1975 年エネルギー政策・省エネ法（EPCA） 目的：エネルギー生産と供給の増加、エネルギー効率の向上 Title III エネルギー効率 Title III Part A; 自動車の（CAFE standards(企業の平均燃料効率標準) Title III Part B; 消費者用機器の連邦の省エネ・プログラム (Energy Conservation Program)		図や表を使って整理
(2) 1987 年家電製品省エネ法（NAECA）	(3) 1992 年エネルギー政策法（EPA）	
(4) 2005 年エネルギー政策法	(5) 2007 年エネルギー独立・安全保障法	

その結果が以下の米国法典集にまとめられている。

機器の連邦省エネ・プログラムの根拠となる法典

EnviX 海外環境法規制 トレンドレポート

[42 USC Chapter 77: Energy Conservation](#)

[42 USC Chapter 149: National Energy Policy and Programs](#)

注：法典と上記法案との間でパート名や、条項のタイトルが異なることがある。

そして米国連邦規則集の Title 10/Chapter II/Subchapter D のパートに以下の項目が規定されている。

Part	Section	タイトル
429	429.1~429.158	消費者用機器ならびに業務用および産業用機器の認証、適合、および取り締まり
430	430.1~430.57	消費者用機器の省エネ・プログラム
431	431.1~431.466	特定の業務用および産業用機器のエネルギー効率プログラム
460	460.1-460.205	プレハブ住宅の ECS

サンプルのため中略

■ 主管官庁 サンプルのため中略

■ 規制対象機器

DOE の、[Standards and Test Procedures](#) のリンクにサンプルのため中略

■ 州の省エネ規制 サンプルのため中略

2024 年 10 月に省エネ支援団体 [ASAP のサイト](#) を確認した結果によると、... サンプルのため中略

読者自身で調べていただける
ように調査方法も紹介

参考：連邦省エネ・プログラムの概要を、2024 年 9 月に発売した『[米国環境法体系ガイド \(製品編\) 2024](#)』にエネルギースター・プログラム及びカリフォルニア州の『[機器効率規則](#)』とともに説明している。詳しくは [EnviX](#) のサイトを御覧ください。

■ バイデン政権発足後の主なトピック サンプルのため中略

最近の主な動向

以下に本トレンドレポートのカバー期間中に発行された官報のリスト及び重要な官報の概要を説明する。

■ 2024 年 5 月 22 日から 2024 年 11 月 24 日までに発行された官報

コメント期間の延長や評価手順の免除申請と承認等マイナーな官報を除き、発行された通知の数は以下の通り。

	33 号	32 号	31 号
--	------	------	------

この半年間の傾向を分析

ECS 小計	18	26	23
FD	3	0	0
サンプルのため中略			
その他 小計	2	2	
総計	16	34	

表を使って整理

サンプルのため中略

下に官報のリストを示す。

発行日	ステージ	ECS/TP	機器	概要
2024/10/8	FR	ECS	家庭用衣類乾燥機	JA に基づき発行された DFR の発効日と遵守日確定の通知
2024/10/17	FR	ECS	食器洗い機	
2024/10/21	FR	ECS	家庭用洗濯機	
サンプルのため中略				
2024/9/30	FR	ECS	空冷式業務用パッケージ エアコンおよびヒートポンプ	JA に基づき発行された DFR の発効日と遵守日確定の通知

■ 7つの直接最終規則が発効

この半年間に個別の機器に関する機器に関して 7 つの官報が発行されたが、そのすべてが 2023 年 9 月の Joint Agreement で勧告された ECS に基づく直接最終規則が発効したことを公布するものであった。

冷蔵庫、冷凍冷蔵庫、冷凍庫 ([記事のリンク](#))

[官報](#)発行日：2024 年 6 月 14 日

発効日：2024 年 5 月 16 日

遵守日：機器のクラスにより、2029 年 1 月 31 日、もしくは 2030 年 1 月 31 日

ECS は官報の以下の表に記載されている。

2029 年 1 月 31 日に遵守日を迎える製品クラス Table II.2

2030 年 1 月 31 日に遵守日を迎える製品クラス Table II.3

サンプルのため割愛

その他の重要な官報を紹介する。 [サンプルのためタイトルのみ記載](#)。

- 21 の機器の報告要件と 1 つの機器のラベル要件改正を公布 ([記事のリンク](#))
- 特定消費者用機器のショートサイクルタイムの省エネ基準撤回案 ([記事のリンク](#))
- 家庭用及び業務用洗濯機と消費者用衣類乾燥機の評価手順 (TP) 案 ([記事のリンク](#))

今後の展開とスケジュール

■連邦省エネ・プログラムの規制計画 2024 年春版発表

2024 年 7 月初旬、DOE の規制・規制緩和計画 2024 年春版のリストが発表された。70 件の計画が発表されているが、EERE が所管する連邦省エネ・プログラムおよび建物の省エネに関しては 51 件がリストアップされている。2023 年秋版からの変化を分析する。

- 46 件の活動が Active 状態にある。5 件が Long Term 状態にある。
サンプルのため中略
- 2023 年秋の Active にあった 17 件が 2024 年春の Active から消えている。そのうちの 12 件は最終規則が公布された、もしくは DFR の発効日が公布されて終了している。Active 状態にあり、10 月に発効した 4 件の DFR を合わせると、少なくとも 16 件の最終規則がこの一年間で公布されることになる。

Active 状態

ステージ	TP/ECS	機器/テーマ	文書番号 リンク
PrR	ECS	セントラルエアコンとヒートポンプ	AE98
サンプルのため中略			
FR	その他	特定の製品および機器に対する認証要件	AF48
		2024 年 IECC の省エネに関する判断	AF66
		連邦建物の新築及び大規模改修のためのクリーンエネルギー	AB96
		EPCA に基づく裁定および民事罰の手続き	AF23

Long term 状態の活動

5 件が Long Term 状態にある。Long term 状態の活動とは今後一年間で次のステージに移行する可能性が低い活動。赤字の 1 件の活動は 2023 年春にも Long Term 状態にあった物。残りの 4 件の活動は 2023 年春には Active 状態であった活動。いずれも 2025 年に NOPR 等を予定している。

タイプ	機器/テーマ		文書番号
ECS	業務用洗濯機	AE41	直接加熱装置 AF37
	水冷式業務用ヒートポンプ		AE74
	蒸発冷却式業務用ユニットエアコン (ECUAC) および水冷式業務用ユニットエアコン (WCUAC)		AF38
TP	プールヒーター		AE91

前回 Active 状態にあって、今回 Active 状態にない物

EnviX 海外環境法規制 トレンドレポート

前回 Active 状態にあった 17 件が今回消えている。その中で、4 件の活動が 2024 年春の計画では Long Term に移っている。サンプルのため中略

ステージ	TP/ECS	機器	文書番号	消えた理由
PrR	ECS	直接加熱装置	AF37	2024 春
PR	ECS	水冷式業務用ヒートポンプ	AE74	Long
サンプルのため中略				
PR	ECS	プレハブ住宅の施行手続き	AF54	NPRM

EnviX 展望と見解

- この半年間で 6 つの、一年間で 13 件の ECS の最終規則が発効した。そのうち 12 件が 2023 年 9 月に利害関係者による Joint Agreement により勧告された ECS に基づく直接最終規則の発効であった。めざましい成果と言えよう。
サンプルのため中略
- はたして、この流れは米国の製造業が期待していることであろうか？連邦省エネ・プログラムが発足する前は、いくつかの州が独自の機器の省エネ規則を持っていた。異なる複数の州の省エネ規則への遵守が求められた製造者の負荷を解決することも連邦省エネ・プログラムが誕生した理由の一つと言われている。また、安かろう、(省エネ性能が) 悪かろうの機器を米国市場から締め出す役割も果たしている。そのため、製造者側から DOE に対し規則策定要請が出されることもある。全世界に展開する日本の製造業にとっては、省エネ、環境特性に厳しい EU などの市場と省エネ・節水性能より価格が優先される米国市場の両方のニーズに合った製品を開発、販売していかなければならない。

(2024.11.30 yg)

EnviX 海外環境法規制 **トレンド**レポート